

臼杵市キャッシュレス決済普及促進事業公募型プロポーザル募集要領

1 事業名称

臼杵市キャッシュレス決済普及促進事業

2 目的

非接触型のキャッシュレス決済の導入・利用を促進し、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとともに、キャンペーン期間中、利用者の決済額に応じたポイントを還元することで、利用拡大による市内事業者の売上向上を図ることを目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

(1) キャンペーン運營業務

- ① キャンペーン期間は1か月間とする
- ② 対象店舗は決定した本事業の受託者の市内加盟店の中から市が選定した店舗
- ③ ポイント還元率は、決済額の20%とし、付与上限額は1人あたり5,000円相当とする。

(2) 決済及び還元に係る業務

本事業の受託者は、消費者へのポイント還元、店舗との調整を行う。

(3) PR業務

本事業の効果を高めるため、還元キャンペーンに係る周知活動を行う。

(4) 問い合わせ業務

参加店舗や一般利用者等からの問い合わせに対して、円滑かつ誠実に対応する。

(5) 事業費

消費者還元原資	10,000千円
事務経費及びPR経費	1,000千円

5 企画提案書記載事項

- ① 提供するキャッシュレス決済手段について、その種類、名称、消費者の導入方法や利用方法、店舗の導入方法、全国の利用者数、市内加盟店舗数について記載すること。
- ② 還元方法について記載すること。
- ③ 不正利用に対する損害補償について記載すること。
- ④ 加盟店舗への確認及び本事業参画店舗の増加にむけた取り組みについて記載すること。
- ⑤ 本事業の効果を高めるため、還元キャンペーンに係る周知活動の方法について記載すること
- ⑥ 相談や問い合わせに対して、どのように対応するのかについて記載すること。
- ⑦ その他独自提案があれば記載すること。

6 参加の意思表示

本業務に係る企画提案への参加を希望するものは以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

①プロポーザル参加申込書（様式1）

②会社概要および会社概要パンフレット

③申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は外国人登録原票記載事項証明書の写し

④納税・完納証明書

・国税納税証明書（写し可：申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の3）、個人である場合は所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の2））

・市税完納証明書（原本のみ：臼杵市内に本店又は支店等がある場合のみ必要）

申請者が法人である場合は、法人に係る市税完納証明書、個人である場合は代表者の市税完納証明書

(2) 提出期限令和2年11月19日（木）午後5時（必着）

(3) 提出場所〒875-8501大分県臼杵市大字臼杵72番1

臼杵市役所秘書・総合政策課企画グループ宛

メールアドレス s-aoyama@city.usuki.lg.jp

(4) 提出方法電子メール・直接持ち込み（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送とする。

なお、メールにて提出する場合は、送信した旨の電話連絡を必ず行うこと。

7 質問の提出期限、方法等

本業務に関して質疑がある場合は、質問書（様式3）を提出すること。

(1) 提出期限 令和2年11月24日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法 電子メールで提出すること。（メールアドレスs-aoyama@city.usuki.lg.jp）

(3) 回答方法 提出された質問に対する回答は、随時電子メールで回答する。

8 参加辞退の意思表示

プロポーザル参加申込書（様式1）を提出したが、参加を途中で取りやめる場合には、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限令和2年11月24日（火）午後5時（必着）

9 企画提案書の等の提出

本企画提案に参加する事業者は、企画提案に関する書類を5部提出すること

10 審査及び選定

(1) 選定方法

臼杵市キャッシュレス決済普及促進事業者選定審査委員会において評価基準に基づく審査を行い、本業務の請負予定者を選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションでの提案の総合評価により、審査委員が審査を行う。

(3) 評価基準

別表配点表にて、各審査委員（計5名）の評価点数の合計点数を評価基準とする。

(4) 審査委員会の開催

契約予定者を公正かつ適正に選定するため審査委員会を開催する。なお、企画提案書等をもとに審査委員会が評価を行うために事業者によるプレゼンテーションを実施する。

(5) プレゼンテーション

①期日令和2年12月16日（水）

※ただし、参加事業者数等により変更する場合もあるため、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

②時間プレゼンテーションを20分以内で実施し、質疑応答を10分以内で実施するものとする。

③その他提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配付など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。なお、プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

(6) 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、臼杵市職員、商工団体の代表者、観光団体の代表者、消費者の代表者の中から5名をもって充てる。

(7) 事業請負予定者の選定

①選定の結果、総合評価点の合計が最も高い提案事業者を請負予定者として選定する。ただし、最も高い評価合計点が300点未満の場合は、請負予定者として特定せず、該当なしとする。

②評価点が高点の事業者が複数ある場合は、審査委員会の委員の多数決により選定する。

(8) 選定結果の通知

選定の結果は、別途文書で通知する。選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(9) 失格事項

次のいずれかにか該当する場合は失格となる。

①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

②提出書類及び提出内容に虚偽があった場合

③会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

④審査の公平性を害する行為があった場合

⑤プレゼンテーションに欠席した場合

⑥その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

【別表配点表】

評価項目	考え方・着眼点	配点
競争力/優位性	市内加盟店（還元可能店）店舗数、全ユーザー数、導入の容易さ 不正利用に対する損害補償 等	50
店舗との調整	市内加盟店、未加盟店へのフォローアップ	20
PR 手法	周知活動	20
相談対応	問い合わせ等への対応	10
合 計		100

1 1 参加資格

本企画提案に参加することができる事業者は、以下の要件のすべてを満たす法人格を有する民間団体とする。

※2者以上で構成する事業体にて本業務を行う場合は、キャンペーン運營業務を行う事業者が幹事者となり、企画提案書を提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 白杵市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）に規定する暴力団または暴力団員に該当する者ではないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 市税等の未納がない者であること。
- (6) 白杵市で行う打ち合わせ等に出席できること。

1 2 スケジュール

- (1) 募集開始（公告）……………令和2年11月6日（金）
- (2) 参加申込書提出期限……………令和2年11月19日（木）
- (3) 参加資格審査結果通知……………令和2年11月20日（金）
- (4) 質疑等受付期限……………令和2年11月24日（火）
- (5) 参加辞退の意思表示期限……………令和2年11月24日（火）
- (6) 企画提案書提出期限……………令和2年12月9日（水）
- (7) プレゼンテーション……………令和2年12月16日（水）
- (8) 審査結果通知……………令和2年12月21日（月）まで
- (9) 契約締結……………令和2年12月25日（金）

1 3. その他

- (1) 提出書類の作製及び提出に要する経費並びにプレゼンテーションの際の交通費については提案者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 提案書の提出を辞退した場合、これを理由にして不利益な取り扱いを受けることはない。
- (4) 本要領に示した書類のほかに市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

1 4. 連絡先

〒875-8501大分県臼杵市大字臼杵72番 1

臼杵市役所秘書・総合政策課企画グループ宛

(電話) 0972-63-1111 (内線2113)

(F A X) 0972-64-0136

(メール) s-aoyama@city.usuki.lg.jp